

答申第 14号
平成18年3月29日

石川県知事 谷本正憲様

石川県個人情報保護審査会
会長 鴨野幸雄

個人情報の取扱いに関する例外事項について（答申）

平成18年3月15日付けで諮問のあった標記の件について、その理由や必要性等について審査した結果、当審査会の意見を下記のとおり答申します。

電子計算機等の結合による提供の制限の例外事項について（改正条例第7条第2項）

諮問のあった事項については、個人の権利利益が侵害されないよう必要な措置が講じられており、かつ、公益上の必要性があるものと認められる。

事務システム名	主務課	提供先	提供する個人情報	提供する目的
県営住宅管理システム	建築住宅課	地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者	県営住宅入居者 〔氏名、家族、勤務先、収入、口座名、保証人、入居先、家賃、敷金、電話番号〕	・県営住宅の管理を指定管理者が行うことに伴い、県と指定管理者が相互に密接不可分な事務を取り扱っているため、入居者に係る各種情報を提供する必要がある。 ・当該システムの使用は、特定の個人に限られており、パスワードの設定等の保護措置が十分講じられている。
施設利用予約システム	情報政策課	地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者	システム利用者 〔利用者名（団体名）、住所、電話番号、FAX番号、メールアドレス〕	・各施設において指定管理者が管理をする場合があり、施設の窓口業務を行うために、本システムの使用が必要となる。また、本システム外への個人情報の提供はない。 ・当該システムの使用は、特定の個人に限られており、パスワードの設定等の保護措置が十分講じられている。